

**刑事訴訟法** (配点 40 点)

以下の事例に基づいて、設問に答えなさい。

**【事例】**

H 警察署警察官 K らは、令和 3 年 1 月 7 日午前 8 時ころ、市内の住民甲より「家の中で夫が血を流して死んでいる。」との通報を受け、現場に駆け付けたところ、胸から血を流し死亡している V を発見したため、殺人事件として捜査を開始した。

K らが現場で甲に事情を聴いたところ、その供述に矛盾する点があったため、同日午前 11 時ころ、K らは甲を重要参考人として H 警察署に任意同行し、取調べを開始した。同日の取調べは、午後 9 時ころに終了したが、K らは、甲が重要参考人であることや自殺をする可能性も否定できなかったことから、市内のビジネスホテル T を予約し、警察が費用を負担して甲を宿泊させた。同ホテルには、同室に警察官が宿泊することはなかったが、甲が宿泊する客室のドア近くやホテル入り口付近に警察官を数名配置して甲の動静を監視させた。

翌 8 日朝には、K らが警察車両で甲をホテルまで迎えに行き、そのまま H 警察署へ向かうと、午前 9 時ころから午後 9 時ころまで取調べが行われた。同日夜には、甲が「友人の Y が泊めてくれるかもしれないから、連絡をしてみる。」と申し出たが、K が「すでにホテル T を予約してある。」と告げると、甲はホテルへの宿泊を承諾した。

それ以降、同年 1 月 16 日に至るまで、毎日、甲は、ビジネスホテル T に宿泊し、毎朝 K らが警察車両で迎えに行き、午前 9 時ころから午後 9 時ころまで H 警察署で取調べが行われた。その間、甲は、宿泊及び取調べに対し、明確に反対の意思表示はしなかったが、宿泊時には、初日同様、数名の警察官が客室ドア付近やホテル入り口付近に配置され、その動静が監視されていた。また、取調べ時には、トイレに行く際には女性警察官による監視が付き、昼食時、夕食時には、20 分程度の休憩時間が与えられたが、いずれも取調べ室において、2 名以上の警察官も在室する中で食事をし、食事が終了するとすぐに取調べが再開された。取調べ中、甲が外部に電話や電子メール、SNS を通じて連絡を取ることは許されなかった。なお、上記ホテル費用及び食事費用は、すべて警察が負担した。

同年 1 月 16 日午後 5 時ころになって、甲が V を殺害した旨自白したことから、警察官によるその旨の甲の供述調書が作成され、同日午後 10 時ころ、甲は通常逮捕された。

**【設問】**

上記事例における甲の取調べの適法性について論じた上で、下線部の甲の供述調書の証拠能力について検討しなさい。